3

達に従わなかったとして、懲

入学式や卒業式での日の丸

## 日の丸訴訟

10日、請求を退けた一審・東 を求めた訴訟で、東京高裁は 戒処分を受けた都立学校の教 職員167人が処分取り消し い渡した。

処分を取り消す逆転判決を言 京地裁判決を変更し、全員の

大橋寛明裁判長は、通達そ

東京高裁

3 すぎる。懲戒権の乱用だ」と ないとする一方、「懲戒処分 保障した憲法19条には違反し た。 判断した。通達をめぐる一連 まで科すのは社会観念上重 の訴訟で、処分を取り消した 判決は初めて。1人あたり50 万円の慰謝料の請求は退け

のものは思想・良心の自由を

定し、皇国思想や軍国主義を 判決はまず、通達について 教員らの歴史観や信条を否 機によるものだった▽国旗国 く、信念に基づいた真摯な動 員らの行動は職務怠慢ではな 歌と皇国史観を結びつける国 科す妥当性について検討。教

らも立場を離れた一個人とし

ては起立義務はない▽起立し

民は少なからず存在し、教員

肯定するものではない」と指 の教員らの立場にも触れて、 立・斉唱する行動が求められ 係なく、他の教員とともに起 ている」と述べた。 「個人的な思想や良心とは関 そのうえで、通達違反を理 「全体の奉仕者」として た――などの理由を挙げて、 なくても式典は混乱しなかっ 欠き、懲戒権の範囲を逸脱し 懲戒処分は「著しく妥当性を ている」と結論づけた。

諭の訴訟で、校長の職務命令 奏を拒んで処分された音楽教 通達をめぐる憲法判断につい を「合憲」とする判断を示し について新たに見解を示し かった「懲戒処分の妥当性」 てはこの判例に従いながら、 ている。今回の高裁判決は、 が出る前に君が代のピアノ伴 ピアノ伴奏訴訟では争点にな 最高裁は2007年、通達

由に戒告などの懲戒処分まで